

平成 2 2 年 第 1 回 定例会

平成 2 2 年 2 月 1 5 日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 22 年 2 月 15 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の給料等に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合特別職のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 5 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 6 号 平成 21 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 11 議案第 7 号 平成 21 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 12 議案第 8 号 平成 22 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 13 議案第 9 号 平成 22 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について
- 第 14 議案第 10 号 多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1 番	松 村 晋 之 君	2 番	渡 辺 徳 治 君
3 番	堀 口 昌 宏 君	4 番	阿 野 行 男 君
5 番	湯 井 廣 志 君	7 番	佐 藤 淳 君
8 番	反 町 清 君	9 番	青 柳 正 敏 君
10 番	針 谷 賢 一 君	11 番	久 保 信 夫 君
12 番	大 野 富 士 子 君	13 番	荻 原 節 子 君
14 番	飯 野 榮 君	15 番	宮 前 俊 秀 君
16 番	小 須 田 一 美 君	17 番	若 林 秀 昭 君
18 番	江 原 洋 一 君	19 番	山 崎 恒 彦 君

欠席議員（1名）

6 番	片 山 喜 博 君
-----	-----------

説明のため出席した者

管 理 者	新 井 利 明 副 管 理 者	松 浦 幸 雄
病 院 長	鈴 木 忠 副 院 長	石 崎 政 利
附 属 外 来 セ ン タ ー 長	清 水 透 介 護 老 人 保 健 長	田 中 壯 佑
経 営 管 理 部 長	坂 本 和 彦 看 護 部 長	五 十 嵐 克 子
薬 剤 部 長	田 村 昌 行 参 事	茂 木 裕
安 全 管 理 室 長	吉 田 賢 治 外 来 セ ン タ ー 一 括 総 務 課 長	内 田 雅 之
総 務 課 長	島 崎 泰 用 度 施 設 課 長	松 原 久 雄
医 事 情 報 課 長	松 田 裕 一 地 域 携 医 療 課 長	土 屋 和 子
病 院 機 能 再 整 備 室 長	黒 澤 美 尚 し 管 理 さ ぎ 課 長	三 浦 真 二

開会のあいさつ

議長（青柳正敏君） 皆様、こんにちは。

本日、平成22年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席いただきまして開会できますことを、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、平成22年度病院事業会計予算他9案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、開会のあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いたします。

開会及び開議

午後1時32分開会

議長（青柳正敏君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

なお、片山喜博議員より、平成22年2月15日の議会に、一身上の都合により欠席する旨の欠席届けが提出されております。

ただいまから、平成22年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

第1 会期の決定

議長（青柳正敏君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（青柳正敏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。8番、反町清君、10番、針谷賢一君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（青柳正敏君） 日程第3、管理者発言であります。

管理者。

管理者（新井利明君） 本日ここに、平成22年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、感謝申し上げます。

さて、国内におきましては、依然として景気回復が不透明な状況の中、病院経営に関して、今年4月に10年ぶりとなる診療報酬の引き上げが予定されております。わずかながら明るい兆しが差し込んできた感じがうかがえますが、現状ではまだまだ厳しい状況が続いております。

また、病院運営の重要課題であります医師確保について、不在となっていました精神科医師を今年1月に採用することができましたが、引き続き医師確保に努めるとともに、医師に選ばれる病院づくりをすることが重要と考えております。議員各位には深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本日の案件は、組合各事業の平成22年度予算を中心として、10案件の審議をお願いするものであります。

いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

第4 報告第1号

議長（青柳正敏君） 日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 報告第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

厳しい経済情勢と平成21年8月に行われました人事院勧告及び10月の群馬県人事委員会の意見の申し出を踏まえ、当組合を構成する2市1町1村が国、県と同様の職員の期末勤勉手当の支給を減ずる措置を行いました。

このため、当組合におきましても同様の措置をとるべく、平成21年12月期の期末勤勉手当の支給月数を引き下げることを主な内容とする多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例等の一部改正を11月30日付で専決処分させていただいたものです。

本来であれば、11月中に議会を開催すべきところでありましたが、国や県及び構成市町村の議会の議決が11月末ということもあり、日程の関係上、や

むなく専決処分させていただいたものであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。5番、湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 専決処分の関係でお伺いいたしますけれども、組合の条例は公立藤岡総合病院では基本的な存在であると思います。先程、坂本部長から、本来は議会を開催すべきところ、このような重要なものを専決処分したという話でございしますが、組合の基本的な存在である条例を専決処分するには、相当の理由があったと思いますけれども、11月9日に病院議会を開いて11月30日まで、開催する日がなかったということでございします。地方自治法の第179条1項の規定では、4点ほど該当する理由というのがございしますけれども、11月30日までの期間で昼夜問わず土日も含めて1日も開催する暇がなかったのか、その点をまずお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 湯井議員のご質問にお答えいたします。

まず、日程的な関係でございしますが、人事院勧告が平成21年8月に出されております。その後、給与法の改正がなされたのが11月30日ということになってございします。また、構成市町村の中で、同日11月30日に藤岡市、神流町、高崎市が議会で議決されており、群馬県においても11月30日ということございします。

今回の給与改正の主な内容は、12月の期末勤勉手当の削減ということでございします。手当の基準日が12月1日ということでありましたので、条例改正を12月1日までにしなければならぬということもあり、国、構成市町村等の法律、条例改正が11月30日ということでありましたので、開催する暇がなかったということでご判断をされております。以上です。

議長（青柳正敏君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 各構成市町村が議決をしたとしても、この病院の条例が皆さんの給料の基本となっているわけです。給料また手当などは非常に重要な項目になっております。公務員というのは給料の法定主義といって、条例がなければ給料を払うことができないわけございしますが、私が見る限りは条例の中身よりも、議会の議決については決まってから承認を求めるのではなくて、開催をして意見を聞く、このような判断を私はすべきだと思っております。こういうやり方をするなら、全部専決処分してしまえば済むわけですね。給料だって専決処分して皆さんの給料を1割上げても、ボーナスを1割上げても、専決処分しましたという報告だけで済んでしまうわけですから、専決処分でなく私はす

べて議論すべきだと思っております。

まず、議長にはこの専決処分をやります、日にちがとれません、そのような話を通して、このような専決処分にされたのか、お伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 日程的なものについて先程説明させていただきましたが、議長には事前にご説明をさせていただいております。以上です。

議長（青柳正敏君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私が言うように、このような専決処分をしてよろしいのか、いけないのかという議長の承諾をとっているのか。昼夜問わず、夜でも土日でも期間があったわけですから、幾らでも議会が開けたわけですね。物事をきちんと進めていかなければ、我々がこの議場で議論したってどうにもなりませんから、下手すれば、これからは予算まで専決処分になってくるかもしれない。そのようなことで、次回からは専決処分をしないで、きちんと議会にかけて物事を決めていく、そのような考えがあるのか、お伺いしたい。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 今までもそうでしたけれども、これからも議会軽視につながるないように、慎重に対応していきたいと思っております。今回につきましては、暇がなかったという総務課長の説明でご理解いただければと思っております。よろしくお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって報告第1号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第1号

議長（青柳正敏君） 日程第5、議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する

関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、当組合が加入しております群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決依頼に基づくものであります。

内容につきましては、平成22年3月28日、六合村が廃止され中之条町に編入されるため、また同年3月31日、下仁田町及び南牧村で組織する下仁田南牧医療事務組合が職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を取りやめるため、さらに館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織する館林邑楽農業共同事務組合が任意解散するため改正するものであります。

以上、簡単であります但提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第2号

議長（青柳正敏君） 日程第6、議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の給与等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年12月、病院運営の効率化と経営の健全化を推進するため、地域医療や医師確保等の重要課題に対し、有識者としての経験を有する人材を組合議会の同意を得て副管理者に登用することができるよう、構成市町村の深いご理解により組合規約の改正を行いました。

本条例は、当組合規約第9条第2項の規定に基づく副管理者の給与等についての規定を定めるものであります。

内容につきましては、副管理者の給与月額を66万円とし、扶養手当、通勤手当及び支給方法について組合職員の例に倣い、また、期末手当、退職手当については、藤岡市教育委員会教育長の規定を準用することとし、さらに旅費については、組合特別職のもの規定を準用する内容であります。

施行日につきましては、平成22年4月1日からとするものであります。

以上、簡単であります但提案理由説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。5番、湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 今まで常勤の副管理者というのはいなかったわけで、今度新たに設置するわけですが、経営が非常に大変なときに月額66万ということになれば、年間1,000万円を超えるほどの給料を常勤の副管理者に与えるわけでございますけれども、1,000万円を超える給料をくれるということになれば、当然民間なら1,500万なり2,000万のお金を稼いでくれるということで設置されなければならないと思いますけれども、この副管理者を設置することによってどれほどのメリットがあるのか、お伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 湯井議員のご質問にお答えいたします。

設置に伴いどういうメリットがあるのかということですが、先程、管理者のほうから説明がございましたが、病院運営の効率化を目指すということで、金銭的な目標額というようなものについては定めてございません。以上です。

議長（青柳正敏君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 非常に聞いていても不思議に思うような答弁ですが、教育委員会教育長とほとんど同じ給料規定を用いる。教育委員会の教育長というのは、教育全般の頭ということで、ある程度の給料が決まっているわけですが、なぜ常勤の副管理者、トップではないですよね、副管理者に教育長と同じ条件を与えるのか、その点をお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） お答えいたします。

常勤の副管理者の設置につきましては、県内では公立富岡総合病院で常勤の副管理者の設置を既に行っております。そちらの例に従いまして、今回の条例案を提出させていただきました。公立富岡総合病院の常勤の副管理者につきましては、富岡市の教育長の例によるということでございました。当組合につきましても、構成市町村で管理者がおります藤岡市の教育長の例によるということで設定をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（青柳正敏君） 湯井廣志。

議員（湯井廣志君） どうもよくわからないんですけれども、給料月額66万というのはやむを得ないとは思いますが、退職手当までこの人に与えるということになっていきますね。教育長の退職手当をくれるということになれば、66万の1年間として792万円の教育長だから22%ですか、大体200万近い金額になるわけですね。4年やれば約700万の退職金がこの人には出るわけですね。なぜ、常勤の副管理者に退職金までくれる必要があるのか。給料のみにして退職金をカットするというような考えをなぜ持てないのか、お伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 退職手当のカットというご質問でございましたが、常勤の特別職の設置ということでございます。県内はもちろん全国的な制度の確認をさせていただいた中で、退職手当も含めた条例を設定させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（青柳正敏君） 13番、荻原節子君。

議員（荻原節子君） 湯井さんの話がちょっとよく理解できなかつたんですけれども、この第2号は、私もあれと思ったんです。常勤の副管理者、今までこういう人いなかったと思うんです。突然出てきた話という感じがするんですけれども、今、病院の健全化とか効率化とか病院はよくなってきたという話がありましたけれども、病院の議員としては期間が空いたので内容的によくわからなかつたんですが、よくなっている状況の中で、さらに健全化とか効率化とかいうことで常勤の副管理者を置く。それも湯井さんが言ったように、月額66万で、退職金まで支給するということなんですけど、もう少しわかりやすく、どういう経緯で、具体的にどういう人が挙がっているのか、決まる前には話せませんと言えばそれまでなんですけど、お話ししていただきたい。

それから、富岡市の教育長の例に倣ってということですが、富岡市の公立富岡総合病院にも、このような副管理者がいらっしゃるのかどうなのか、その辺も確認させてください。よろしくお願いいたします。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） ご質問にお答えいたします。

まず、なぜ常勤の副管理者を設置するのかということですが、これにつきましては、抽象的な話になりますが、病院事業の健全経営に取り組むため、常勤の副管理者を設置しまして、職員配置または一定金額以下の予算執行について、管理者権限の一部を移譲し、組合組織の意思決定の迅速化と事務の効率化を図ることを目的にしております。

また、公立富岡総合病院につきましては、平成6年に選任副管理者制度を導入いたしました。このときは市の職員を退職した方が選任されております。また、その方が平成7年に退任をいたしまして、平成14年から現在の副管理者が就任してございます。以上です。

議長（青柳正敏君） 荻原節子君。

議員（荻原節子君） 抽象的なことだということですが、今までこのような副管理者を置かなかつたために、総務課長が言われたようなことがきちんとできていなかったのか、効率的ではなかったのかどうか、お伺いしたい。この人を特別に置いて給料を払ってやらなければどうしてもだめなのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

それから、富岡は常勤の副管理者を置いているということですが、藤岡は1期何年でやらせるつもりなのか、継続してやらせるつもりなのか、1期が何年かによって決まると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 議員のご質問にお答えいたします。

組織の意思決定の迅速化、事務の効率化を図るということで、先程説明させていただきましたが、一応そういう形の中で、今回提案をさせていただきました。

任期につきましては、組合規約に4年ということで昨年12月に構成市町村のご理解をいただきまして、群馬県知事の許可により改正してございます。以上です。

議長（青柳正敏君） 7番、佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 提案理由の説明で、健全化だとか効率化だとか、あるいは医師確保、これは規約改正のときに藤岡市のほうでも改めて議員説明会を開いていただいてさまざまな意見が出たと思うんですけども、その中で健全化だとか効率化、これは当たり前のことで、いつの時代でもそういうことの中で当然企業として運営していくんでしょうから、最も重要なことは医師確保なんだと、医師確保がある意味一番大きな目的なんだというふうな説明だったんですけども、聞くところによると、この病院はそれほど医師がここ数年減っていないんだというような話も聞くんですけども、臨床研修医制度が改正されてから、公立藤岡総合病院の医師の体制、所属の先生と言ったほうがわかりやすいんですか、

5年ぐらい遡って大体何人で今日まで至っているのか、その辺についてまず説明をしていただきたいと思います。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 医師数についてのご質問だと思います。今、手元にあります資料ですと、平成15年10月1日が病院、外来含めまして66名でございました。順次申し上げますが、16年が63名、17年が60名、18年が58名、19年が60名、20年が55名、21年が57名となっております。以上です。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） その年その年で若干減って、前年に対して増えている年もあるんですけども、平成15年に比べると9人余り減っているということなんですね。この副管理者を置くことによって、この辺に歯どめがかかるのかということが一番大きなポイントになってくると思うんですけども、全国的に医師不足が社会問題化されていて、いろいろな議論があって、10年ぶりに診療報酬の引き上げ等、国のほうもそういったことを踏まえていろいろな政策を打っているんでしょうけれども、常勤の副管理者を置くことによって、この辺は今後どういうふうに推移をしていくんだというふうな思いというんですか、予定とまでは言えないんでしょうけれども、当然それなりの根拠があって置くということなんだろうから、この辺の今後の推移についてはどういうふうに推測をされているんでしょうか。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 今後の医師数の推移ということでございますが、私どもとしますと、非常に厳しいものがあるということで考えております。その中の1つの理由といたしまして、臨床研修医の人数でございますが、昨年度当院で受け入れた医師につきましては9名おりました。次年度受け入れをする予定が、現在1名ということでございますので、はっきり申し上げられませんが、今後も医師の確保については厳しい状況が続くということで考えております。以上です。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） さまざまな理由で厳しい。臨床研修医は研修が終わってここの病院に残ってくれないということが実態ですかね。そういう中で、常勤の副管理者を置く最も大きな目的は医師確保、これが100%と言っても過言ではない、そういう説明だったのですけれども、今、総務課長のほうでは、厳しいです、全く厳しいですという話なんですけど、そうなるこの辺の整合性はどうなっているんでしょうか。いずれにしてもご決断なさった管理者がいるわけですから、今の説明、私どもにはよく理解できない。こういうことで常勤の副管理者を置

くのだ、置かしていただくんだと言っておきながら、今後の医師の確保についてはかなり厳しいんじゃないか。聞き取りようによっては、確保が難しいんじゃないかというふうにとれる答弁ですけれども、この辺について管理者はどういうお考えでしょうか。管理者がきちんと条例を出してきたわけですから。目的が達成できないのを承知で出してきたわけじゃないと思うんですね。だから、この辺についてももう少し詳しく、皆さんが理解できるように説明していただけますか。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） 先程、総務課長のほうから、これからの時代も医師の確保というのは大変厳しい状況が見込まれるという話をさせていただきましたけれども、だからこそ副管理者という制度を皆さんにお願いし、ご理解いただけたならば、その副管理者に十分そういった活動、確保するための活動をやってもらいたいんだと。そして、やはりそれについては群大との関係だとか、また直接採用の方法だとか、そういったことでこれからも医師を確保していかなければいけないというふうに考えております。私としても、管理者としてなかなか群大にお願いに行ったりできないということもありますし、そのことをかなりの仕事分量として、副管理者にってもらいたいというふうに思っているわけでございます。そんなことで、副管理者制度を創設させてもらって、地域医療というものをしっかりとこの公立藤岡総合病院が担っていくという意識で提案させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の給与等に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第3号

議長（青柳正敏君） 日程第7、議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合特別職のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合特別職のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど議決いただきました議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の給与等に関する条例の制定に伴い、本条例第1条で規定する特別職の職員の報酬規定から、管理者が組合議会の同意を得て選任する副管理者を除く規定を追加するものであります。

施行日につきましては、平成22年4月1日からとするものであります。

以上、簡単ではありますが提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合特別職のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立多数であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第4号

議長（青柳正敏君） 日程第8、議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に

関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年4月1日、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が施行されますが、これに伴い関係条例の改正をお願いするものであります。

主な改正は、職員の給与に関する条例の一部改正及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、その内容は、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150へ引き上げるとともに、引き上げ分の手当の支給に替えて、代替休暇をとることができる制度を新設するものです。

また、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第12条において、職員の年次有給休暇について規定しておりますが、現行1月から12月までの暦年で取り扱っているものを、職員採用や人事異動、業務の管理等を考慮し、4月から翌年の3月までの年度管理に改めるための改正を行うものであります。

施行日につきましては、平成22年4月1日からとするものであります。

以上、簡単ではありますが提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第5号

議長（青柳正敏君） 日程第9、議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

改正の理由としては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、育児休業を取得した職員の給与の取り扱いを変更するため、改正しようとするものであります。

主な改正内容につきましては、まず第1点目として、法律の改正により、法律の条文に条ずれが発生したため、これを引用している本条例の部分を改正すること。

2点目として、育児休業及び部分休業の取得要件が緩和された点です。育児休業の取得要件の緩和につきましては、第3条において負傷、疾病等により育児休業を取り消され、病気休暇を取得していた職員が子を養育することができる状態に回復した際に、再度の育児休業を認めるというものです。

また、部分休業の取得要件の緩和については、改正前条例の第9条において、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間として限定していたものを、改正条例第11条において子の養育としたものであります。

3点目としまして、育児休業を取得した職員の復帰後の給料の号給調整について、第6条において、従来休業期間の2分の1を勤務したものとみなしていましたが、改正条例第8条において100分の100以下により換算した期間とすることにより、通常勤務者と同じ取り扱いをすることができるよう規定するものです。

施行日につきましては、平成22年4月1日からとするものであります。

以上、簡単であります但提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。7番、佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 職員の給与については、私ども非常に分かりづらい部分なんですけれども、今の話ですと育児休業期間に今まではその人の給与の2分の1を支払っていたということなんですか。今度は100分の100というのは全額支払うという意味なんですか。どういう意味なんですか。その辺ちょっとよく理解できないんですけれども、具体的にどういうことなのか。

それから部分休業の取得要件の緩和という部分も、具体的にどういうことなのか、もう少しわかりやすい言葉で説明していただくと大変ありがたいんですけれども。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 議員のご質問にお答えいたします。

2点ほど挙げられるかと思うんですが、休業期間の2分の1を100分の100ということですが、これにつきましては、復職時、育児休業を取得した後職場に戻る訳ですが、復職する際に給料の再計算をします。基本給でございます。従前は1年休んだとしますと、2分の1の半年間勤務したとみなして基本給の計算をさせていただきますが、今度の制度改正によって1年休んでも1年勤務していたということで計算をさせていただくということでございます。

また、取得要件の緩和ということですが、改正前につきましては、子供を、例えば保育園とか祖母等に預けるために必要とされる時間についてのみ認められていたのですが、それを必要に応じてということで取得要件の枠を広げたということでご理解をいただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

議長（青柳正敏君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第6号

議長（青柳正敏君） 日程第10、議案第6号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、公立藤岡総合病院附属外来センターの患者数は減少する見込みであります。

第3条の収益的収入におきましては、患者数は減少しておりますが、病院では包括医療の実施、外来センターでは診療の充実による診療単価の上昇により

増額となっております。

支出につきましては、病院事業で給与費、企業債支払利息の減額、材料費、経費が増額となっております。

附属外来センター事業で、給与費、経費が増額、材料費、研究研修費の減額であります。

第4条の資本的収入及び支出におきまして、増額計上させていただきました。

以上、まことに簡単であります但提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明させますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条で示しておりますとおり、収入につきましては第1款病院事業収益で9,650万円の増額補正であります。

第1項医業収益で、当初予算額に対し1.2%、8,000万円の増額補正。主な内容としまして、医業収益の入院収益で当初予算で想定した入院患者数に比べて1日平均5人、延べで1,950人の減少が想定されますが、包括医療導入に伴い、診療単価が上昇したことと、分娩の委任払い制度により1億3,500万円を増額するものであります。

外来収益では、新型インフルエンザの流行に伴う救急患者数の増加により300万円の増額補正、その他医業収益では分娩費の委任払い制度による保険請求への切り替えにより5,800万円を減額するものであります。

第2項医業外収益では、当初予算額に対し4.2%、850万円の減額補正であります。主な内容としまして企業債償還利息の減額に伴う他会計負担金1,000万円の減額補正。補助金の増加により1,300万円の増額補正。その他医業外収益で臨床試験収益減少により800万円の減額補正であります。

特別利益の過年度損益修正益で、前年度における収益の修正で2,500万円の増額であります。

第2款附属外来センター事業収益で4,300万円の増額補正です。

第1項医業収益で、当初予算額に対し3.1%、6,000万円の増額であります。内容としまして、医業収益の外来収益で当初予算で想定した外来患者数に比べて1日平均12人、延べ2,972人の減少が想定されますが、化学療法等の診療充実による診療単価の上昇により4,400万円の増額、その他医業収益で健診部門の件数増により1,600万円の増額であります。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用では4,565万円の減額補正であります。

第1項医業費用で当初予算額に対し0.4%、3,065万円の減額補正。その主な内容といたしまして、給与費では期末勤勉手当の支給月の減等による1億2,070万円の減額。材料費では7,500万円の増額。経費で1,500万円の増額補正であります。

第2項医業外費用では、20年度に実施しました公的資金補償金免除を繰上償還による利息の減額等により1,500万円の減額補正でございます。

第2款附属外来センター事業費用では1,500万円の減額補正であります。

第1項医業費用で、当初予算額に対して0.7%、1,300万円の増額補正。その主な内容は給与費で200万円の増額。材料費は250万円の減額。経費で医療機器の賃借料の増加などにより1,400万円の増額補正であります。

第2項医業外費用で、経費の増加等に伴う消費税の計上により200万円の増額補正であります。

次に、第4条資本的収入及び支出ですが、20年度に実施いたしました公的資金補償金免除繰上償還の借換えにおきまして、当初想定しました償還金に変更が生じまして、企業債償還金とそれに伴う市町村の負担金をそれぞれ増額補正させていただくものです。

以上、まことに簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。7番、佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 先程、平成15年から医師が9人ぐらい少なくなっているということで、そういう中で、外来と入院病棟に分けて、当初3条のところでは15億円ぐらいの赤字というんですか。そういったところから現実にスタートしてきて今日両方で4億5,400万円ぐらいの赤字なんですが、減価償却費が5億500万ほどありますから、大幅に減価償却費の範囲のところでは納まってきているという現状で、病院を運営する側とすれば非常にいいことなんでしょうけれども、今年度これで最終的な補正でしょうから、大きくこの数字が動くことはないと思うんですけれども、個々のことを聞いても仕方ありませんので、こういう現状になっている今この補正を見て、管理者としてはどんな感想をお持ちでしょうか。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） 常々病院のあり方について、皆様のご意見をいただいたりしておりますけれども、今の院長を初め、事務を含めたスタッフ、本当に頑張っておられておると思っております。

なお、やはり患者さんからのいろいろな意見もありますけれども、そんな中で病院というものの、患者さんにとって、この地域にとって大変必要な施設でござ

ございますので、今のご指摘のことについては、大分いい病院になりつつあるのかなというふうに感じてはおります。

議長（青柳正敏君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第7号

議長（青柳正敏君） 日程第11、議案第7号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第7号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、施設の利用者数の減に伴うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入では介護報酬改定に伴い、第1項の事業収益が増額となりました。支出につきましては、給与費、経費が増額となりました。

以上、まことに簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては管理課長より説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（三浦真二君） 詳細についてご説明申し上げます。

第2条の業務予定量ですが、年間延べ療養者数については、入所者2万7,740人を2万6,773人、1日当たりにしますと76人を73.4人、通所者1万1,475人を1万752人、1日当たりにしますと45人を38.1人、入所、通所の利用者数の減とさせていただくものです。入所者減少の要因につきましては、介護サービスを提供する施設が増えたこと、施設入所費用の負担が多くなったことが考えられます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の収入ですが、第1款施設運営事業収益で4億7,548万9,000円を150万円増の4億7,698万9,000円とするものです。内訳については、第1項企業収益4億7,486万9,000円を100万円増の4億7,586万9,000円と、第2項事業外収益61万円を50万円増の111万円とするものです。

次に支出ですが、第1款施設運営事業費用で4億9,748万2,000円を900万円増の5億648万2,000円とするものです。内訳については、第1項事業費用4億7,358万2,000円を900万円増の4億8,258万2,000円とするものです。

以上で、詳細説明にかえさせていただきます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第8号

議長（青柳正敏君） 日程第12、議案第8号、平成22年度多野藤岡医療事務市町村

組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第8号、平成22年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

ここ数年来、新臨床研修医制度による医師不足、診療報酬のマイナス改定など、医療界を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。

昨年の政権交代により、医療界を取り巻く環境が見直しされ始め、4月に実施される診療報酬改定ではプラスの改定がされると言われております。しかし、この改定が病院の収益にどのような効果をもたらすかは、まだ不透明でございます。厳しい状況には変わりないというふうに思っております。

このような状況を踏まえ、平成22年度の予算は第3条の収益的収入及び支出の第1款病院事業は、収益では4月の診療報酬改定を見込まず、入院、外来収益は患者数、単価とも平成21年度実績とほぼ同程度を想定し、支出では看護職員の確保や法定福利の増による給与費の増額を見込むものでございます。

第2款附属外来センター事業は、収入では精神科、消化器内科の医師増員により患者数の増が見込まれ、外来収益の増を想定し、支出では医師確保による給与費の増や患者数増に伴う材料費の増額等を見込むものでございます。

第3款訪問看護事業は、収入、支出とも前年度とほぼ同額を見込むものでございます。3施設合計で収入は90億9,526万円、支出は96億6,327万円で、約5億6,800万円と減価償却費とほぼ同額の赤字の予算を計上するものでございます。

次に、第4条では建設改良費で血管撮影装置等の医療機器整備費を計上し、以下、第5条から第8条までは所要の額を計上させていただきました。

以上、まことに簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてでございますが、公立藤岡総合病院における入院は、病床数391床、稼働率81%を想定し、1日平均入院患者数を315人、年間延べ患者数11万4,975人、外来では救急患者と透析患者を合わせて1日平均患者数97人、年間延べ患者数3万5,405人を予定するものでございます。

附属外来センターでは、稼働日数243日で1日平均患者数742人、年間延べ患者数18万306人を予定するものでございます。

訪問看護事業では、年間延べ利用者数7,008人を予定するものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額であります。

第1款病院事業収益では68億8,184万2,000円。内訳として医業収益が67億657万4,000円。医業外収益1億7,475万8,000円。特別利益51万円であります。

第2款附属外来センター事業収益は21億5,284万7,000円。その内訳として、医業収益が20億5,364万1,000円。医業外収益9,919万1,000円。特別利益1万5,000円であります。

第3款訪問看護事業収益は6,057万5,000円で、その内訳は事業収益6,045万5,000円。事業外収益12万円であります。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は74億2,210万8,000円で、その内訳は第1項医業費用72億1,693万9,000円。第2項医業外費用1億9,966万7,000円。第3項特別損失500万2,000円。第4項予備費50万円あります。主なものとして医業費用では給与費が医業費用の56.3%、40億6,577万9,000円。材料費が24.6%、17億7,750万円。経費で13.6%、9億7,944万円を占めております。

第2款附属外来センター事業費用では21億8,971万5,000円で、その内訳は第1項医業費用20億4,964万2,000円。第2項医業外費用1億3,907万2,000円。第3項特別損失50万1,000円。第4項予備費50万円あります。主なものとして、給与費が医業費用の37.4%、7億6,686万2,000円。材料費が24.5%、5億310万円。経費で27.6%、5億6,573万円を占めております。

第3款訪問看護事業費用は5,145万4,000円で、その内訳は第1項事業費用5,123万2,000円。第2項医業外費用12万2,000円。第3項予備費10万円あります。主なものとして、給与費が事業費用の82.3%を占めております。

第4条は資本的収入及び支出でございます。

第1款公立藤岡総合病院では、資本的収入4億9,607万1,000円で、その内訳は企業債償還元金分の他会計負担金2億6,607万1,000円。企業債2億3,000万円あります。

資本的支出は6億8,336万円で、その内訳は建設改良費2億3,100万円。企業債償還元金4億5,236万円あります。

第2款附属外来センターでは、資本的収入1億2,728万6,000円で、企業債償還元金分の他会計負担金であります。

資本的支出は企業債償還金の1億9,789万円であります。

平成22年度病院事業会計の収支につきましては、病院事業では5億4,026万6,000円の赤字予算。附属外来センターでは3,686万8,000円の赤字予算。訪問看護事業で912万1,000円の黒字予算となり、病院事業合わせて5億6,801万3,000円の純損失を計上しております。

依然として経営環境は非常に厳しい状況ですが、地域住民の皆様へ安定した信頼される医療を提供するため、職員一丸となり経営改善をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。

なお、赤字予算調整に伴い、お手元に配付してございます経営改善計画につきまして、医事情報課長より説明させていただきます。

議長（青柳正敏君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） それでは、お手元に配付してございます経営改善計画について説明させていただきます。

まず、当院は地域の基幹的な医療機関として、地域医療確保のため重要な役割を果たしておりますが、継続的な赤字状況、医師不足により、経営環境や医療供給体制は厳しい状況となっております。

このような中、平成15年度以降継続してアウトソーシングの推進や業務の見直しによる固定費の削減を行い、収入の確保では地域医療支援病院、地域がん診療拠点病院、7対1看護等の取得、診療費包括請求の導入などにより、収入の増加に努めてまいりました。

また、医師確保では平成20年4月より常勤医が不在でした精神科の医師の確保を行っております。

22年度以降、今後の取り組みといたしまして、まず地域連携パスによる紹介、逆紹介を積極的に行い、かかりつけ医との連携を強化し、患者サービスの向上を目指してまいります。また、常勤医師不在の診療科を中心に、医師確保を継続して努めてまいります。

2番目として、経営基盤確立のため、効率的な病床利用による収入を確保し、費用では材料費など医業収益に対する目標値を設定し、改善を図ってまいります。

3番目として、認定看護師の養成など職員の質の向上に努め、地域の基幹病院としての役割を果たしてまいります。

4番目として、平成20年度に策定いたしました病院機能再整備基本計画をもとに、効率的運営のできる病院再整備の実現に向けた検討を進めてまいります。

最後に、平成19年に策定しました経営健全化計画、平成20年度に策定した病院改革プランについては、評価委員会を設置し、計画の点検、評価を行い、経営のさらなる改善を進めてまいります。

以上、まことに簡単でございますが、平成22年度経営改善計画の説明とさせていただきます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。5番、湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） お伺いいたします。

先程、管理者の説明の中でもありましたが、今まで自民党政権で診療報酬が非常に厳しかったわけですが、この4月から診療報酬がプラスの改定をされるということでございます。そのような中で、この4月よりプラス改定になった場合の公立藤岡総合病院の経営の状況、また市民の負担がどのように変わるのか、その点をお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） 質問にお答えいたします。

診療報酬改定につきましては、2月12日に中医協の発表がありました。詳細につきましては、まだ手元に届いておりませんので、内容的に分からないところがあります。全体のプラスが0.19%ということで、現段階では救急、入院医療それからリスクの高い新生児、妊婦の医療について中心とした改正がなされるということでございます。

それから、1つだけ出ていました病院、診療所の再診料ということで690円とするという発表がありましたので、その件に関しては病院では、現在600円ですので、1人90円上がりまして、年間3万5,000人の計算でいきますと大体315万ほどの増収、外来センターが診療所ということで710円から20円下がります。ですので、外来センターでいきますと年間18万人ほどの患者数を再診としますと、大体350万円ほどの減となります。

それから、患者さんの支払いについては分かりませんので、診療報酬改定の現在分かっているところだけでお答えさせていただきました。

議長（青柳正敏君） 他にご質疑ありませんか。7番、佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 予算については、ほぼ補正の2号とそんなに大きく変わらないというふうな説明で、そのとおりなんですけれども、まず、平成22年度の医師、これは何名になるんでしょうか。

それから、5条のところの起債の関係なんですけれども、医療機械器具の整備事業、これで2億3,000万円、これ具体的にどんな医療機械なんですか。医療機械の購入だとすればどんな医療機械を購入するのか、説明をしていただきたいと思います。

それから、6条の一時借入金の限度額は6億円と定めるということなんですけれども、この辺の根拠、以前非常に少ない金額で資金ショートしそうになって、構成する市町村から3億円借り入れたりいろいろなことをしてきたんです

けれども、現在は22億7,000万円ほどの現金があるわけですね。にもかかわらずこの6億円は何をもって6億円なのか、この辺の説明もお願いいたします。

それから、給与費の関係で法定の福利厚生費の増額が主なものだと言われたんですけども、病院事業のほうで6,800万、それから附属外来センターのほうで先ほどの補正と比べると6,300万円ほどの増額なんですけれども、これは先程言われた法定の福利厚生費が増額するということなのか、この辺の増額の中身についても、詳細についても説明をしていただきたいと思います。

それから、他会計負担金、3条と4条と両方あるんですけども、おおむね両方足すと5億7,500万円ぐらいありますが、藤岡市が90%、それぞれ残りの割合が決まっていたんですけども、改正をして3分の1が均等割、3分の1が利用率、3分の1が人口割ということなんですけれども、藤岡市以外の高崎、上野、神流、この辺の割合が実際にその率で計算するとどういう金額で、パーセンテージでいくとどういう割合になってくるのか、そのことについても説明をしていただきたいと思います。

それから、他会計負担金、現在22億7,000万ぐらいの現金を持っているということになりますと、以前は企業債の建設改良費の元利償還と幾つか繰り出し基準があって、何年か前に追加して約1億円こちらに負担をしていると思うんですけども、このままずっとこの数字というか、この割合でいこうと考えているのでしょうか。当然、藤岡市もいろいろな意味で非常に厳しい状況下にあるので、それは藤岡市に限らず神流町も上野村も一緒なんですけれども、非常に厳しい状況下の中で、今後これをどのようにしていくのか。この辺についてもお伺いいたします。

それから、副管理者の高崎市長がお見えになってくれているので、たしか吉井町と合併するとき、この一部事務組合の取り扱い、基本方針については、吉井町の分をもってこちらの組合に加入するということだったと思うんですが、その中で、こちらの組合に加入はするんだけど、そのことについては合併後速やかに協議を始めるんだというふうなことが基本方針の中にあっただと思うんですけども、これについて、こちらの組合に高崎市から何らかのご相談というのはあったのか。高崎市でそのことについて協議してくれというふうな申し入れがあったのか。今後のことについて、副管理者であります高崎市長がどのようなお考えを持っているのか、併せてお聞かせいただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 何点かご質問がありました。私のほうから、まず1点、平成22年度予算で見積もりをさせていただきました医師の数でございますが、61

名で積算をしてございます。

また、2点目の給与費の中の福利厚生費の関係でございますが、議案の74ページを見ていただければと思います。病院事業の支出でございます。その給与費のところ、下のほうでございますが、法定福利費として5億2,000万計上してございます。説明といたしまして、共済組合負担金、同じく追加費用、同じく非常勤職員の公務災害補償基金負担金等が記載してございます。

この中で、議員ご質問の福利厚生費の増額部分でございますが、具体的には共済組合の負担金及び追加費用の負担金が増加しております。主な内容につきましては、共済組合の負担金につきまして、平成16年に法律の改正がございまして、地方公務員と国家公務員の財政負担の一元化ということで、昨年9月から地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の保険料が一本化されております。この関係で、将来にわたりまして共済年金財政が賄えるという水準まで引き上げが順次行われる予定でございます。このため、掛金率の引き上げが行われております。この影響で、組合の負担金が増額ということでございます。

なお、病院事業、附属外来センター事業、訪問看護事業、3事業合わせまして合計で2億9,700万程の平成21年度補正からの増ということになってございます。

議長（青柳正敏君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） 医療機械の購入内容ですが、医療機械については循環器撮影装置、それから透析装置を7台購入する予定になっております。循環器撮影装置と透析装置につきましては、更新ということで予定をしております。

それから、一時借入金の6億円ということですが、一時借入金につきましては、医療機械の起債2億3,000万、それから退職給与金の3億円、それを賄える分ということで6億円を定めさせていただきました。

それから他会計負担金ですが、平成22年度お願いしている率ですと、藤岡市が90%、上野村が1.185%、神流町が1.452%、高崎市が3.847%ということで経費の負担割合をお願いしております。これが企業債の元金と利息に対する負担割合になります。新町分の精算分についてはその率でお願いしております。

3条分についての一覧表がありませんので、今計算をさせていただいて答えさせていただきます。

それから、他会計負担金の今後の考え方ということで、現状負担割合の率等で、藤岡90%ということでもっております。現在はその率で今後継続して考えていきたいと思っております。

議長（青柳正敏君） 副管理者。

副管理者（松浦幸雄君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年の6月の合併でございますので、まだ具体的なお話は進んでおりません。今、私どもとしては、国立病院機構高崎総合医療センターがやっとでき上がったばかりでございますので、3月いっぱいでも周りが整理をされて正規の病院として今もう稼働はしておりますけれども、正式な周りの整備が済んでおりません。今後、よく皆さん方とご相談をさせていただきたいというふうに考えているわけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（青柳正敏君） 暫時休憩します。

（午後3時02分休憩）

（午後3時04分再開）

議長（青柳正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 他会計負担金の市町村負担の考え方については、このままいくのかというご質問につきましてお答えいたします。

今後市町村との合意に基づいたルールのもとで、負担を求めていきたいというふうに考えておりました。増えるか減るかというのは、毎年数字が動くものですから、はっきりと幾らとは答えられないんですけれども、市町村と協議をしながら合意を得たルールで求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 他会計負担金については、公営企業法の中でいろいろな基準があって、当然病院側は構成する自治体に対して要求はできるんです。要求はできるんですけども、それぞれの自治体の考え方で、どこまで適用しましょう、この部分は適用しましょう、この部分はやめましょうということで、いわゆる一部事務組合と構成市町村でいろいろ協議をなさるんでしょう。病院側は、これは当然いろいろな繰り出し基準に伴って、もっと出してくださいというのが理屈だと思います。ですから、経営管理部長は病院側の立場でおっしゃったんだと思いますが、管理者であり、藤岡市長である新井管理者は、このことについてどういうふうに考えるのか。相当現金も持っているわけですから、このまま今の繰り出し基準を適用して、それはその繰り出し基準の中で、その年度年度で少々の誤差はあるでしょう。私が聞いているのはそういうことではなく、このままこの繰り出し基準を適用して、今後ずっとやっていく考えがあるのか、再度お尋ねをいたします。

それから、副管理者の松浦市長にもお答えいただいたんですけども、いわゆる国立高崎病院ですか、その辺が今年度末までいろいろかかるというふうなお話で、じゃあそれ以降はという話になりますと、今後はきちんと相談をさせていただくんだというお話だったんです。

それで、合併の基本方針のところは、私は脱退か加入かどちらかだけなんだと。そこにただし書きが書いてあるのは、非常に全国でも珍しいことだと思うんです。そうなりますと、私どもはこれはこの組合から抜けていくんだ。抜けさせていただくんだと、そういうことなんだというふうに理解しているんです。できるだけ速やかにということですから、これは相当早い時間でそういうことが高崎市から申し込まれてくるんだらうなという認識を持っています。高崎市長も当然そういうつもりで、このことについて4月以降協議をさせてもらうんだというふうな発言だったと思うのですけれども。

先ほど負担率についても上野村が1. 幾つだとか、神流町が、よく聞き取れなかったんですけれども、高崎が3. 幾つと言ったんですか。全部足しても10にならないんだけれども。現実の問題としては、今日、議員のところ配られた病院年報の83ページ見てもらおうと、地域別入院患者数、藤岡市が5万1,000人、吉井が7,200人余り、旧新町といわゆる高崎市を合わせると1万6,455人、構成する神流町、上野村も全部足すと7万8,558ぐらいなんですけれども、そうするとその中で藤岡市は65%ぐらいなんです。神流町が4%、上野村が1%、高崎市は、吉井だけじゃないですよ、吉井の分と旧新町、それからもともとの高崎市ですね、それを合わせると30%ぐらいなんです。その下の入院病棟のほうの外来患者ということですから、これは救急の関係が多いんでしょうか、それを見ると藤岡市が大体69%ぐらい。神流町が2%、上野村1%、高崎市が28%なんです。

さらに136ページ、外来センターのところで見ますと、藤岡市が70%、神流町3%、上野村1%、高崎市が26%ぐらいなんです。私が言った数字は、藤岡市、吉井町、神流町、上野村、高崎市を足して、その中の率ですから、全体の率だとまた変わってきますけれども、いずれにしろ、この組合を構成する自治体の住民が利用している率はそういう率なんです。これは19年度なんですけれども、その年によって1ポイント、2ポイントは変わっても大きくは変わっていない。

そういう中で、高崎市が仮に抜けていくという話になってくるんだと思うんですけれども、私は当時新町が高崎市と合併するときに、ちょっと待ってください、ぜひいろいろな意味で今後高崎と藤岡市のことを考えて、いろいろな意味で加入していただいて、お互いに理解をし合って、今後のことというふうな思いだったんですけれども、病院の経営が苦しかったんだか、2億7,000万円の精算金を払い抜けていった経緯がある。大反対したんですよ、私は。市長にも随分言いました。高崎市の市長としっかり話し合ってくださいと。予算ですから、それ以上のことをここで言っても仕方ありません。

いずれにしろ、こういう状況下の中でも、基本的に抜けていくんだという考

え方に、副管理者の高崎市長は変わりありませんか。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） 負担金の問題で、5年ぐらい前だったでしょうか。非常に数字的に病院の経営が苦しいというところで、周産期だとか救急医療だとか小児救急だとか、そういうことの課題ということで、負担金の制度をさらにつくったということがありますけれども、やはり今ご指摘いただいておりますように、今度は今非常に行政のほうも苦しい。病院のほうはある程度の力はあるというところもあります。そんな中で、どこのくらいまでが病院に行政が負担していたらいいのかということを含めて、やはり相談する時期に来ているんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後、病院事務者または行政担当者のほうと、そういうことも含めて繰り出し基準についてよく検討してもらいたいというふうに思っております。

議長（青柳正敏君） 副管理者。

副管理者（松浦幸雄君） お答えさせていただきます。

先程、国立病院機構高崎総合医療センターの話申し上げたんですけれども、私も高崎市は国立病院が老朽化したものですから、新しくきれいに建て直させていただいた。そうすると、今までこちらのほうにご厄介になっていた人たちが、高崎の病院のほうへ来る率も非常に多くなってくるんじゃないかという感じはしております。

ただ、まだまだできたばかりでございますので、今後の大きな問題であろうというふうにはとらえておりますけれども、私も高崎市と多野広域との問題というのは、病院の問題だけではないんですね。消防の問題、それからいろいろな保健所関係の問題とか、もう今錯綜し合っていて、なかなかそう簡単に、佐藤議員のおっしゃるような簡単に私も逃げ出していけないというふうな状況にはあるんだというふうに、私は認識をしております。そういう点で、今後も新井市長とよく連携をとりながら、この問題について私も真剣に取り組んでいかなくてはならないというふうに思っております。今、国立病院機構の新しい病院ができて、小児救急それから周産期の医療、そうしたものの救急救命センターもつくりましたので、今後、藤岡のほうにそういう点では余りご厄介になる機会は少なくなっていくんじゃないかというふうに私は思っております。ただ、それがどのように推移していくかということについては、今後の問題である。だけれども、いろいろなほかの問題がありますので、そう簡単には縁は切れないであろうというふうに覚悟は決めております。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 平成22年度の医師数は平成21年度より大分増えるという数字なんです。数字に間違いはないと思いますので、精神科の医師が1人確保できた

と聞きましたが、実際には4人ぐらい増えるという話ですから、何科がどのように増えるのか、その辺についてもお答えをいただきたいと思います。

管理者の新井市長から、それは何をもって適当なのかという部分、私は盛んに22億7,000万だと言っているんですけども、これは職員の退職金を積み立てていた組合を脱退した関係で20億ぐらい入ったわけですから、私はちょっとこの部分にいとも簡単に手をつけるのは問題なんじゃないかと言っていたんですけども、背に腹はかえられないということなんでしょうね。

ただ、一方で、将来的にこの病院をいま一度1つにしてという議論もあるわけです。ここでも聞きました。明らかにどちらで1つにするかはわからないけれども、いま一度1つにするんだと、管理者ははっきりおっしゃった。そうすると、今度はそこで職員の皆さんはかなり数が減ると思います。看護師だってそうじゃないですか。1床当たりに対して7対1看護、それはフロア単位でいくんだとすれば一番いい効率はワンフロア何床が適当なのかということの中で、いろいろな計算をなさってそういう計画を進めていくんだと思っているんです、私は。そのときに職員をどうするんですか。当然退職者がかなり出るんだと思うんです。ガス企業団のように、今度は全員藤岡市が引き取りますとはいかないでしょう。そのときに退職金どうするんですか。このお金はかなりかかると思います。だからそういう将来のことも含めて、管理者はどのように考えているんですか。それは今言ったように、これからそのことについて相談をしていくんだと。あるうちはいいですよ。でも将来にそういう計画もある、いろいろなことの中で、私には市長の考え方が何だかよく分からないんですよ。明確に将来のそういうことも踏まえてこういうふうにしていくんだとか、ああいうふうにしていくんだ。したがってこの部分はそんな簡単に手をつけられないんだから、きちんと構成する組合が責任をもって、この部分は負担をしていくんだとかそういうものがないじゃないですか。だからいま一度そういうことも含めて、これからどうするのか、明確にお答えいただきたいと思います。

それから、高崎市長のお話をお聞きしていると、これから国立病院が小児も周産期も整備されていく、今まではかなりこちらの病院が小児科の部分を持っていた部分があると思います。でも、そちらが整備されると高崎市の住民の方はかなり国立病院のほうへ行くんであろうというお話なんですね。そうすると、そうなったときにこの病院だって、構成市町村の中では高崎市に25%から30%の範囲の中で推移して利用してもらっている。このことだって、この病院は真剣に考えなくてはならないんじゃないですか。ありがたくも、消防の関係だとかいろいろな関係だとかで、よく藤岡市と協議をさせていただくんだと、決して今すぐ逃げるつもりはございませんという発言をいただいたので、ただ、病院や広域の問題だけじゃなくて、この地域全体をどうするんだ、どう

なっていくんだということも踏まえて、それぞれ責任ある立場にいらっしゃるおふたりがよく相談して、この地域の将来のことも含めて考えていただきたいというふうに思いますので、ちょっと横道にずれてしまって、このことについて、答弁は結構なんですけれども、よくその辺のことだけは腹に据えてやっていただきたいというふうに思います。今後のその辺の繰り出し基準の関係について、どういうお考えを持っているかを再度お聞きして質問を終わります。

議長（青柳正敏君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

平成22年度、医師の増員が予定されている。これは主として内科系の医師です。今の時点では新たに2名増員。そして年度中にさらに増員を考えております。

他の診療科については、常勤職員としての医師については変動ありません。小児科についても現状維持でいくということでもあります。以上です。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） 開会のあいさつでも触れさせていただきましたけれども、今後診療報酬の引き上げ、0.19%ということが大きい小さいかという議論ではなくて、国が地方の病院のあり方、また医師会さんの病院のあり方、こういったものについて少し目を向けていただいている、こういう時代でございます。そのような中で、新年度がスタートして、どういうふうになってくるのか、まだよく見えないということで、予算上は今までの診療報酬の数字で出しておりますけれども、その辺をよく見極めていかないと、今後の繰り出し基準、病院と行政の関係、藤岡市だけで考えるわけにはいきません。それぞれ神流町、上野、高崎含めて、この辺の協議をしていかなければいけないと思っております。ただ、私が過去に市議会の中でも答弁させていただいておりますけれども、この病院を1つにする効率のよさというものは訴えてきたつもりでございます。その中で、今後どういうふうに病院のあり方を検討していくのか、大変重要な時期であるということは、私も認識しておりますので、これからそういったことを含めて協議していきたいというふうに申し上げました。

議長（青柳正敏君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、平成22年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第9号

議長（青柳正敏君） 日程第13、議案第9号、平成22年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第9号、平成22年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務予定量につきましては、当年度における業務の予定量を定めるものでございまして、入所、通所の利用者数を予定するものでございます。

次に、第3条については、収入の第1款施設運営事業収益の予定額を4億9,217万2,000円、支出の第1款施設運営事業費用の予定額を5億2,184万2,000円と定めるものでございます。

以下、第4条から第6条までにつきましては、所要の額を計上させていただきました。

介護老人保健施設事業の運営は非常に厳しい状況であります。地域の中心的介護施設としての良質で効率的な介護サービスの提供に努めていきたいと考えております。

以上、まことに簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては管理課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（三浦真二君） 詳細について説明申し上げます。

第2条の業務予定量ですが、年間延べ療養者数については、入所者2万7,740人で、1日当たり76人、通所については、年間1万2,330人で、1日当たり40人の利用者数とさせていただきます。

第3条の収益的収入及び支出で、施設運営事業収益は4億9,217万2,000円、前年度対比で3.1%の収益増を見込んでおります。

次に、支出については、第1款施設運営事業費用において5億2,184万

2, 000円で、前年度対比で2.9%の費用増を見込んでおります。

第4条資本的収入及び支出では、資本的収入はなく、資本的支出として企業債償還金3,852万7,000円とさせていただくものです。

平成22年度事業収支といたしまして2,967万円の純損失を計上しております。

非常に厳しい経営環境ですが、利用者に良質な介護サービスを提供し、経営改善と介護サービスの向上を図りたいと思います。

以上で詳細説明にかえさせていただきます。

なお、赤字予算調整に伴い、お手元に配付してございます経営改善計画について説明させていただきます。

少子高齢化に伴い、当施設の使命と役割は非常に大きく、利用者のニーズに沿った質の高い介護を提供していかなくてはなりません。

施設運営上の問題点は、給与費の比率が高く、建設時の投資に伴う元利償還金の返済が経営上大きな負担となっております。昨年4月に介護報酬3%の引き上げが実施されましたが、十分な額ではなく、厳しい状況が続いております。

現状の取り組みとしましては、昨年10月より土曜日の通所リハビリを開始し、利用者のニーズと確保に努めております。今後は空床時の利用で短期入所を積極的に受け入れ、効率のよい入所管理を行ってまいります。

しかしながら、内部留保資金が平成23年度に不足になることが予想され、より一層の改善を図るため、施設そのものの運営形態を検討していきます。

以上、簡単でございますが説明にかえさせていただきます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号、平成22年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって議案第9号は原案のとおり可決され

ました。

暫時休憩いたします。

(午後 3 時 3 0 分休憩)

(午後 3 時 3 1 分再開)

議長 (青柳正敏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長 (青柳正敏君) お諮りいたします。ただいま管理者から第 10 号議案、多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の選任についての件が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (青柳正敏君) ご異議なしと認めます。よってこの際、第 10 号議案、多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の選任についての件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後 3 時 3 2 分休憩)

(午後 3 時 3 4 分再開)

議長 (青柳正敏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

第 14 議案第 10 号

議長 (青柳正敏君) 日程第 14、議案第 10 号、多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者 (新井利明君) 貴重な時間をいただきまして、追加で第 10 号議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 10 号、多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の選任についてご説明を申し上げます。

本組合の規約については、昨年 12 月、構成市町村のご理解により、常勤の副管理者を置くことができる旨の改正を行いました。

このたび、常勤の副管理者として鈴木忠氏を選任いたしたく、同規約第 10 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

鈴木氏は、前橋市に居住されており、昭和 19 年生まれの 65 歳であります。昭和 45 年 3 月に群馬大学医学部を卒業後、同年 6 月に医師免許を取得され、昭和 56 年から群馬大学医学部講師を務められ、平成 8 年から群馬大学医学部保健学科教授として勤務され、平成 14 年 4 月からは本組合の公立藤岡総合病院病院長として勤務されております。

就任後は厳しい経営状況が続いておりましたが、積極的に経営改善に取り組んで努力いただいております、人格、識見とも高く、常勤の副管理者として適任と考えております。

また、選任につきましては、平成22年4月1日をもって選任する予定でございます。

以上、簡単であります。提案理由説明といたします。慎重ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。7番、佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 先程、給与のところ、医師は減っております。今後の見通しは、という質問に対しても非常に厳しい。それでそういう問題をきちんとある意味では解決していける人、そういう能力のある人を副管理者として選任をするんだというお話だったので、改めてお伺いしますけれども、この一番大事な医師の確保が、今後どのように推移していくのか。

私はある特定の個人が、群大で特定な力を発揮できるというふうには思っていないんです。群大だってきちんと群馬県のそれぞれの病院、それぞれの地域、それぞれの人口、いろいろなことを加味してこういう数字が適当でしょうということなんだと思うんです。

ただ、一方で私も病院議員が長いですから、鈴木先生ともいろいろお話しすることもあります。いろいろな部分で、非常に立派な先生だなというふうには思っているんですけれども、改めて医師の確保、今後、鈴木先生が副管理者になることによって、どのように推移していくのか、その辺の考え方について、予測でも構いませんから、答弁していただきたいと思います。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） 先程、補正の中で、医師の数が57名というふうに説明がありました。そしてまた、予算の中で、新年度4名の61名という説明がありました。既に、今院長としてご活躍いただいておりますけれども、そういったことについて、非常に真剣に取り組んでいただいております。

私も鈴木先生と群大と一緒にいったことがございますけれども、そのときにも群大の皆さんが鈴木先生に対する態度とか言葉、そういったものの様子を見たときに、鈴木先生にもう少し副管理者として病院の経営に力を注いでいただく、こういうふうをお願いをしたい。病院の医師の数、これについても、やはり鈴木先生を慕う病院の先生方が非常にいらっしゃいますので、そういったものを含めて、今後、大変大きな期待を持っているところでございます。以上でございます。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） これからいろいろな部分で、先ほども答弁の中、高崎市のほうは国立高崎へシフトしていく、上野村の議員も、もうほとんど藤岡市のほうには、上野村の人は来ていないんだというふうなお話もあります。もう一度この病院を1つにしてというお話もあります。難問が山積しているんですね。ぜひ、この辺の難問をクリアしていただきたいと、そういう期待とあわせて、ただ一方で、規約を見ますと任期が1期4年、再任を妨げないということなんです。場合によっては、先生ですから65歳で退職ということなんです。医師の確保についても、いろいろ厚労省のほうでも開業医と勤務医、この辺の是正もしましようということですから、今後、この辺の医師不足がどういうふうに移していくかということもあります。

一方で、院長を当然兼務するということなんでしょうけれども、副管理者、院長先生がそこにずっといる。仮にですよ、再任されれば8年ということですね。そうすると、この組織そのものはどうなんだという部分を、私は藤岡の市議会でも申し上げましたけれども、非常に心配しています。やはりみんな当然それぞれ次の時代の人たちが、次の時代を担っていくわけですから。だから1期4年、ぜひ一生懸命やっていただいてそういった問題をぜひクリアしていただきたいと思いますし、手腕を発揮していただきたいというふうに思っていますから、私はこれについては賛成しますけれども、再任についてはそのときになってみなければわからないことですから、でもそのことだけは申し上げておきます。

議長（青柳正敏君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合常勤の副管理者の選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって議案第10号はこれに同意することに決しました。

字句の整理の件

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

管理者あいさつ

議長（青柳正敏君） この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者（新井利明君） 平成22年第1回組合議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議の上、ご決定いただきまして、心より感謝申し上げます。今後も地域連携の充実を図りつつ、病院の健全経営により一層の努力をしてみたいと思いますので、ご支援を賜りたいというふうに考えております。

最後になりますが、議員各位におかれましてはお体をご自愛いただき、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

閉会

議長（青柳正敏君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成22年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦勞さまでした。

午後3時45分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 青 柳 正 敏

署名議員 反 町 清

署名議員 針 谷 賢 一